

介護保険住宅改修 給付券（受領委任払い）取扱事業者の登録について

1 はじめに

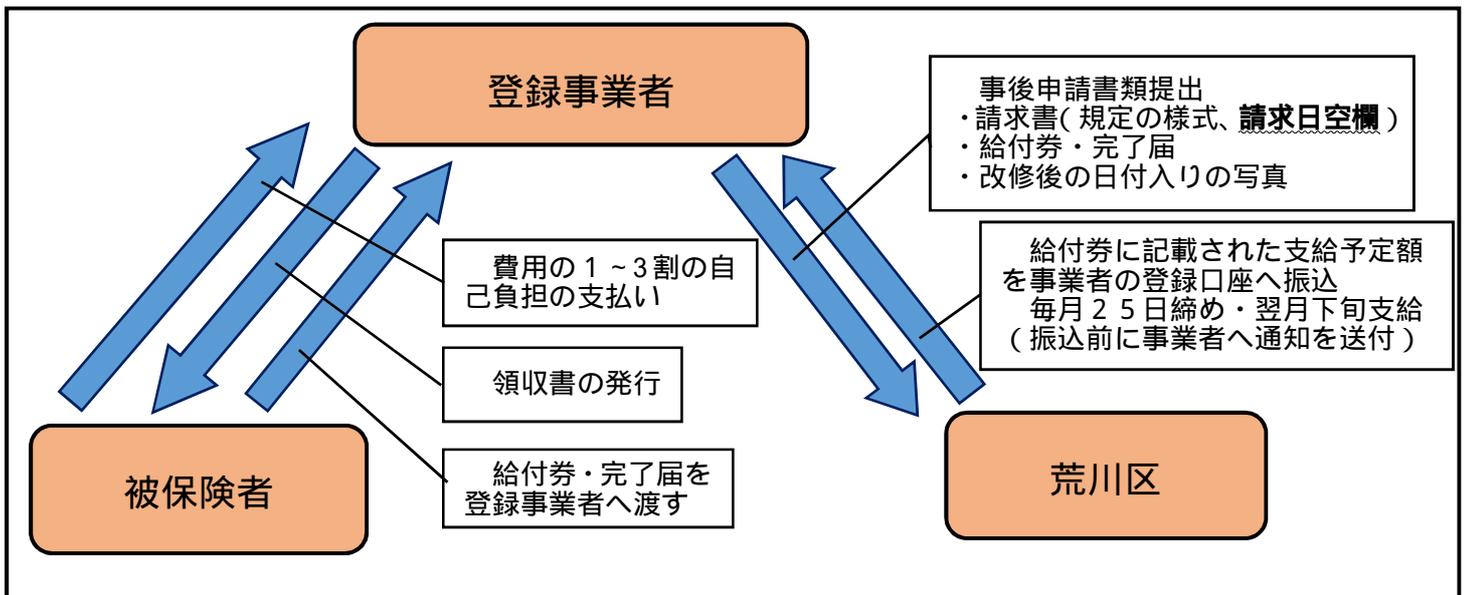
住宅改修は利用者が住み慣れた自宅での生活を継続するための、適切な改修に対する給付です。（単なるリフォームに対する助成ではありません）実施にあたっては利用者・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・他の居宅サービス事業者等・荒川区との連携に努めてください。

2 給付券方式と償還払い方式について

（工事前に必ず事前申請を行ってください。以下に記載しているのは工事後の流れです。）

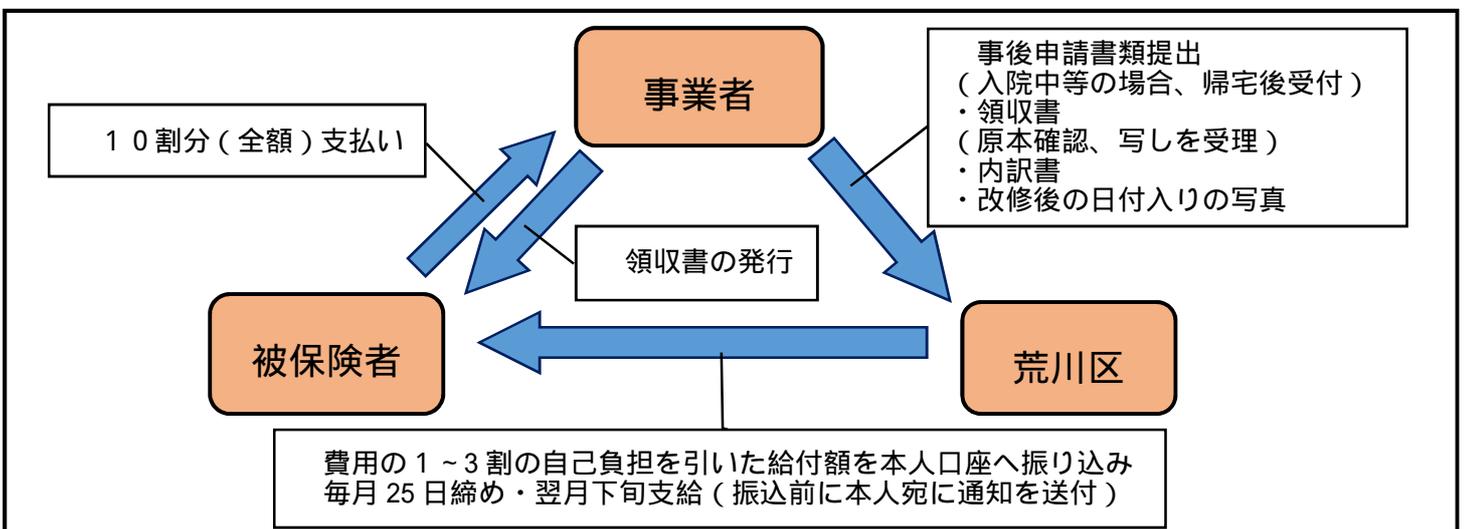
（1）給付券方式

利用者は1割～3割の自己負担分を支払い、登録事業者が利用者に代わり区から7割～9割の住宅改修費を受領する方式です。この方式を利用する場合、荒川区に**事業者登録が必要**になります。



（2）償還払い方式

利用者が一旦費用の全額を支払い、後日区から給付額を利用者の口座に振込する方式です。



（裏面もごさいます）

3 給付券方式登録について

提出書類

- ・介護保険住宅改修費給付券取扱事業者登録（更新）届出書
- ・介護保険住宅改修費に係る荒川区給付券確約書
- ・登録申請書（債権者・納入者）

確約書に記載されている事項を遵守できる場合ご登録ください。

給付券方式が**利用できない被保険者**（償還払方式の申請になります。）

- ・要介護認定の新規申請中、区分変更申請中の場合（非該当の場合、給付対象外）
- ・病院等に入院中、入所中の場合（万が一自宅に戻れない場合、給付対象外）
- ・利用者が給付制限の措置を受けている場合

4 留意事項

- ・給付券取扱事業者の有効期限は介護保険事業計画の改定まで（今期は令和8年度末まで）となります。改定の時期になりましたら、登録事業者には更新案内を送付予定です。（次回は令和9年2月頃送付予定。）
- ・給付券取扱事業者は毎月上旬に区ホームページの「介護保険サービス給付券取扱事業者一覧（住宅改修）」に掲載いたします。
- ・事業者の選択にあたり、利用者には複数事業者から見積りを取ることを推奨しています。
- ・原則、届出日から給付券方式の申請が可能となります。また、決定通知の送付はいたしません。
- ・届出時の事業者内容との変更が生じた場合、あるいは登録を廃止する事態が生じた場合、別途届出書類が必要になりますので早めに申出ください。

5 事前申請・事後申請書類提出時について

- ・事前申請の受理から給付券の発行まで、審査期間をいただきますので、申請書に記載する着工予定日は最短で受付日を1日目として5営業日目以降の日付をご記入ください。
（例：月曜日申請書受理の場合、特に祝日が無い場合は翌週の月曜日以降）
- ・給付券及び完了届は**本人（転送願がある場合は送付先）へ送付**いたします。また、送付時には代理申請者（事業者）にも連絡いたします。
- ・給付券有効期限は**給付券発送日から60日**となります。有効期限にご注意ください。
また、改修内容が事前申請と金額変更が生じた場合や有効期限が超過した場合、支給対象外になります。着工前に早めにご相談ください。
- ・請求書は区指定の様式となります。また、請求日につきましては、空欄で提出をお願いします。

（問い合わせ先）

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

荒川区福祉部介護保険課介護給付係

電話03(3802)3111(内線2432)